

専決処分の報告について
(人身・物損事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 4 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 5 日

那覇市長 知念 覚

1 事 件 名 人身・物損事故

2 賠償の相手方
及 び 賠 償 額

相 手 方 那覇市字与儀在

賠 償 額 171,137 円